

(在学生用)

自習室個席の清掃・原状復帰について

法4号館1階から3階の自習室及び第2本部棟7階の第2・第3自習室の個席については平成31年3月までの指定となっている。「自習室利用の手引き」に定められているように、利用期間の終了時には、利用者が、清掃・原状復帰をしなければならない。

については、清掃・原状復帰を下記のとおり行い、所定の様式を提出すること。

なお、原状復帰にあたって出たゴミは持ち帰るか、下記のゴミ箱へ分別して捨てること。

法3号館：1階南口玄関ゴミ箱

第2本部棟7階：第3自習室前ゴミ箱

また、不要になった参考書等については、総合図書館入口に設置されている東京大学基金「古本募金」ステーション（書籍による5冊未満の無記名寄附者のご協力を図るため設置されている。）の活用も検討頂きたい。

※ 古本募金 HP：<http://www.utf-books.jp/>

記

①（平成31年3月修了者）

学位授与式が行われる3月25日（月）までに、清掃・原状復帰を行い、法科大学院生向けホームページからダウンロードした「個席原状復帰完了届」を**教育支援室内のボックス**に提出すること。なお、個席に私物の置き捨てをした者は、氏名を掲示した上で、今後の修了生用個席の申請を認めないこともあるので注意すること。第2本部棟自習室利用者は7階722室内に指定されたロッカーの清掃・原状復帰も行うこと。

②（4月以降の在学者）

1 3月22日（金）までに、清掃・原状復帰を行い、法科大学院生向けホームページからダウンロードした「個席原状復帰完了届」を**教育支援室内のボックス**に提出すること。第2本部棟自習室利用者は7階722室内に指定されたロッカーの清掃・原状復帰も行うこと。

2 **3月22日（金）は、清掃と私物の持ち出し以外の個席利用を禁じる。**

（23日（土）～31日（日）については、原則入室を禁じる。）当該期間までに私物の持ち出しをしなかったことによる紛失については、一切を本人の責任とする。

なお、個席等に私物の置き捨てをした者は、氏名を掲示した上で、今後の個席の利用を認めないこともあるので注意すること。

※ 4月1日以降は現在利用する個席を、新たに当該個席に指定された者が利用する。4月から来年3月までの個席については学務委員会が指定し、別途掲示する。

2019年1月
法曹養成専攻長